

<特定疾患療養管理料について>

当院では厚生労働省が定める特定疾患を主病とする患者様に対し、継続的な病状の評価および治療計画に基づく総合的な療養指導を行っております。

患者様の状態に応じ、以下の対応が可能です。

- ・28日以上 of 長期処方
- ・リフィル処方箋交付

※長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かは、医師が病状に応じて適切に判断いたします。